

観光協定書

一般社団法人日本自動車連盟（以下、「甲」という。）と清瀬市（以下、「乙」という。）は、観光振興に関して次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が有する資源を活用し、相互の協働による活動を推進することにより、地域社会が抱える様々な問題の解決と甲及び乙の諸活動の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して、協力するものとする。

- （1）地域の観光振興に関すること
- （2）前号以外の地域振興に関すること
- （3）その他甲乙協議して決定したこと

2 前項の詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

（活動内容）

第3条 第2条を推進するため、甲及び乙は定期的に対話を行うものとし、具体的な活動内容や方法については、都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（安全確保等の措置）

第4条 甲及び乙は、双方協議により定めた取り組みにおいては、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の体制の確保、事後措置等について万全を期することとする。また、取り組みにより生じた事故については、甲乙及び関係者の間において、協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

（著作物使用許諾）

第5条 甲及び乙は、相手方の著作物（甲及び乙が許諾する権限を有する第三者の著作物を含む。以下本条において同じ。）を使用する場合は、事前に相手方の承諾を得るものとする。

2 甲及び乙は、甲又は乙より提供された著作物を前項の目的のみに使用するものとし、使用しなくなった場合は、甲又は乙の指示により返還又は第三者が使用できないよう適正に廃棄するものとする。

3 甲及び乙は、甲又は乙の著作物を保管する場合は、第三者が利用することのないよう適正に管理するものとする。

（機密保持）

第6条 別紙において定めるとおりとする。

（損害賠償等）

第7条 別紙において定めるとおりとする。

（反社会的勢力の排除）

第8条 別紙において定めるとおりとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、締結日より翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲、乙が別段の意思表示を行わない場合は、更に一年延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲乙は、本協定の有効期間内といえども、1か月以上の予告期間をもって、本協定を解除することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第5条（著作物使用許諾）については、甲乙及び関係者の間において、協議の上、定めるものとする。

（協議解決）

第10条 本協定に定めのない事項又は取り扱いに疑義が生じた場合、その都度甲及び乙は誠実に協議の上、これを解決するものとする。

（合意管轄）

第11条 本協定に関して生じた一切の訴訟については、甲の該当支部又は地方本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月14日

甲 東京都港区芝二丁目2番17号
一般社団法人日本自動車連盟東京支部
支部長

加藤 和夫

乙 東京都清瀬市中里5丁目842番地
清瀬市
市長

塩谷 桂司